

定 款

平成 2 3 年 8 月 3 日

社団法人 国際農林業協働協会

社団法人 国際農林業協働協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人国際農林業協働協会（以下「協会」という。）という。

(事 務 所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都港区赤坂八丁目10番39号に置く。

2 協会は、従たる事務所を神奈川県横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号に置く。

(目 的)

第3条 協会は、農業及び食料に関する分野における諸外国との相互理解を増進するための事業並びに我が国の農林産物の輸出振興を図るための事業を行うことにより、我が国の農業及びその関連産業の健全な発達を促進し、諸外国との農業技術の交流等の事業を行うことにより、我が国農林業協力の円滑な推進を図り、政府の決定に基づき大規模かつ国際的な緊急食糧支援ニーズに円滑に対処するための緊急食糧支援に係る事業を実施し、並びに国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）の事業目的の達成に協力し、もって我が国及び国際経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 我が国の農業及び食料に関する分野の実情及び政策の諸外国への広報
- (2) 諸外国との農業及び食料に関する分野に係る交流
- (3) 我が国に滞在する外国人が行う我が国の農業及び食料に関する分野の調査、研究及びその成果の普及に対する助成
- (4) 我が国及び諸外国の農業及び食料に関する分野の調査、研究及びその成果の普及並びに情報の収集、整理及び提供
- (5) 我が国の農林産物の輸出振興を図るための資料収集並びに調査及び研究
- (6) 諸外国の林業に関する分野の情報の収集、整理及び提供
- (7) 緊急食糧支援事業（大規模かつ国際的な緊急食糧支援ニーズに円滑に対処するため、政府の決定に基づき各種国際ルール等を遵守しつつ実施する、原則として政府保有米の貸付けによる緊急食糧支援に係る事業で、緊急食糧支援の実施に伴い、国に償還する際に発生すると見込まれる損失を補てんするもの。以下同じ。）
- (8) FAOに関する資料及び情報の収集、出版物の刊行及びFAOの事業目的の国内への普及啓発並びにFAOがその事業目的達成に必要なとする援助及び協力
- (9) 国、政府関係機関等が行う海外農業協力に関する諸事業に対する協力
- (10) 農業生産者団体、NGO等が行う海外農業協力に対する指導及び助言
- (11) 海外農業協力に係る普及啓発

- (12) 海外農林業協力を行う関係団体等の意見調整
- (13) 海外農林業協力に係る国及び政府関係機関に対する意見具申
- (14) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(規 約)

第5条 この定款で定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、規約で定める。

第2章 会 員

(会員の資格)

第6条 協会の会員の資格を有するものは、協会の目的に賛同する農林業及び食料に関する分野の法人又は団体並びにその他の法人又は団体とする。

(入 会)

第7条 協会の会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て会長が別に定める様式による入会申込書に次に掲げる書類を添えて会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 定款若しくは寄付行為又はこれに代わるべき規程
- (2) 代表者の氏名及び住所を記載した書面
- (3) その他会長が必要と認めた書類

2 会長は、前項の承認を受けたときは、その旨を当該申込みをしたものに通知するものとする。

(脱 退)

第8条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、協会を脱退する。

- (1) 脱退の申出を行ったとき。
- (2) 会員たる資格を喪失したとき。
- (3) 解散したとき。
- (4) 破産宣告を受けたとき。
- (5) 会費を納入すべき会員であって、会費を引き続き3年以上納入しないとき。
- (6) 除名されたとき。

2 前項第1号の申出は、会長が別に定める様式による脱退届書を会長に提出して行わなければならない。

(除 名)

第9条 協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、協会は、その総会の開催の日の15日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 協会の事業を妨げ、又は協会の名誉をき損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は総会の議決を無視する行為をしたとき。

2 会長は、除名の議決があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会 費)

第10条 会員は、総会で別に定める者を除き、毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費及びその他の抛出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(届 出)

第11条 会員は、その名称、代表者の氏名若しくは住所又は定款若しくは寄付行為若しくはこれに代わるべき規程に変更があったときは、遅滞なく協会にその旨を届け出なければならない。

2 会員は、あらかじめ書面をもって会員の権利を行使する者を協会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(賛助会員)

第12条 協会の目的に賛同し、会長が別に定める様式による入会申込書を会長に提出したものは、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、毎年度、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、協会が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適当と認める場合には協会の事業に参加することができる。

4 賛助会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、協会を脱退する。

(1) 脱退の申出を行ったとき。

(2) 後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産宣告を受けたとき。

(3) 死亡又は解散したとき。

(4) 賛助会費を引き続き3年以上納入しないとき。

(5) 除名されたとき。

5 既納の賛助会費及びその他の抛出金品は、賛助会員脱退の場合においても、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第13条 協会に次の役員を置く。

(1) 理事6人以上8人以内

(2) 監事2人以上3人以内

2 理事及び監事は、総会において会員の権利を行使する者のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員の権利を行使する者以外の者から、理事については4人以内、監事については1人をそれぞれ選任することができる。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

4 理事のうちから会長1人及び専務理事1人を互選する。

5 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）又は特定の企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(役員の仕事)

第14条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、事務局を統轄して会務を処理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は理事会を組織し、業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は外務大臣及び農林水産大臣（以下「主務大臣」という。）に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し若しくは第4章又は第5章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること。

（役員任期）

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（任期満了又は辞任の場合）

第16条 任期満了又は辞任により退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（解任）

第17条 役員が次の各号の一に該当したときは、総会の議決を経てその役員を解任することができる。この場合、総会の開催日の15日前までに、その役員に対してその旨を書面をもって通知し、議決の前に弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（役員報酬）

第18条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（参事）

第18条の2 協会に参事1人を置くことができる。

2 参事は、理事会において選任し、会長が指定する重要事項について業務を行う。

3 第15条から前条までの規定は、参事について準用する。この場合において、「総会」とあるのは、「理事会」と読み替えるものとする。

（顧問）

第19条 協会に顧問2人以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

第4章 総会

（総会）

第20条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において、出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎事業年度1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認めたとき。
 - (2) 会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項第4号の規定により監事が招集したとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、前条第4項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

- 2 前条第4項第2号の規定により請求があったときは、その請求があった日から3週間以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の日の15日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この日数を5日まで短縮することができる。

(総会の議決方法等)

第22条 総会は、会員数の過半数に当たる会員が出席しなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の表決権を有する。
- 3 総会においては、前条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条第1号から第6号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りではない。
- 4 総会の議事は、第24条に規定する場合を除き出席者（議長を除く。）の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第23条 この定款において別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会費及び賛助会費の額並びにその徴収方法の決定又は変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 事業報告、収支計算、正味財産増減計算、財産目録、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算の承認
- (6) 規約の制定又は改廃
- (7) その他協会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第24条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席した会員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

- (5) 長期借入金の借入
- (6) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (7) 事業報告、収支計算、正味財産増減計算、財産目録、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算並びに監査報告書の承認

(書面又は代理人による表決)

- 第25条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の日の前日までに協会に到達しないときは、無効とする。
 - 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。
 - 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第26条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席会員の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 理事会

(理事会)

- 第27条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 理事会は、必要に応じ会長が招集する。
 - 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
 - 4 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

- 第28条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。
- (1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関する事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
 - (4) 諸規程の制定又は改廃に関すること。
 - (5) その他理事会において必要と認めた事項

(規定の準用)

- 第29条 第20条第4項第2号、第21条第2項、第21条第3項、第22条（第3項ただし書を除く。）、第25条及び第26条の規定は、理事会について準用する。この場合において、「会員」とあるのは「理事」と、「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

第5章の2 運営委員会

(運営委員会)

第29条の2 緊急食糧支援事業の実施及び運営に関する具体的な事項について審議するため、会長の下に運営委員会を設ける。

- 2 前項の運営委員会に関する事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。この場合においては、あらかじめ、外務省国際協力局長並びに農林水産省大臣官房国際部長及び総合食料局長の承認を受けるものとする。

第6章 事務局等

(事務局及び職員)

第30条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(業務の執行)

第31条 協会の業務の執行の方法については、規約に定めるもののほか、理事会で定める。

(帳簿及び書類の備付け及び閲覧)

第32条 協会は、事務所に、この定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 役員名簿
 - (4) 事業計画書
 - (5) 収支予算書
 - (6) 会員の異動に関する書類
 - (7) 役員の履歴書並びに職員の名簿及び履歴書
 - (8) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (9) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (10) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (11) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第5号まで及び第39条第1項の資料については、原則として一般の閲覧に供しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資産の構成)

第34条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費及び賛助会費
- (3) 寄付金品

- (4) 補助金
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) 資産から生ずる収入
 - (7) その他の収入
- 2 協会の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。
 - 3 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基本財産とすることを指定して寄付又は交付された財産
 - (2) 総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
 - 4 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を得て、その一部若しくは全部を処分し、又は担保に供することができる。
 - 5 普通財産は、第3項の基本財産以外の財産とする。

(特別会計)

- 第34条の2 協会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。
- 2 緊急食糧支援事業は、特別会計をもって行う。

(資産の管理)

- 第35条 協会の資産（次項の資産を除く。）は、農林水産省大臣官房国際部長の承認を受けて理事会が定めた管理方法に従い、会長が管理する。
- 2 緊急食糧支援事業特別会計に所属する資産は、農林水産省大臣官房国際部長及び総合食料局長の承認を受けて理事会が定めた管理方法に従い、会長が管理する。
 - 3 会計に関する規定は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費支弁の方法)

- 第36条 協会の経費は、普通財産をもって支弁する。

(借入金)

- 第37条 協会が長期借入金（返済期限が一年以上の借入れをいう。）をしようとするときは、あらかじめ、総会の議決を経、かつ、主務大臣の承認を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

- 第38条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、総会の議決を経て、主務大臣に提出しなければならない。これを変更するときも同様とする。
- 2 会長は、前項の事業計画及び収支予算の案のうち緊急食糧支援事業に係る部分については主務大臣の承認を受けなければならないものとする。これを変更するときも同様とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会までの間、理事会の議決を経て、前年度の予算に準じて収入及び支出を行うことができる。
 - 4 前項の収入及び支出は、当該年度の予算が第2項の主務大臣の承認を受けたと

きは、失効するものとし、当該支出があるときは、これを当該年度の予算に基づいてなしたものとみなす。

(監 査)

第39条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会開催の日の15日前までに監事に提出してその監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 財産目録
- (5) 貸借対照表
- (6) キャッシュ・フロー計算書

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかななければならない。

(報 告)

第40条 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を主務大臣に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書及び正味財産増減計算書
- (4) 前年度末のキャッシュ・フロー計算書
- (5) 前年度末の会員名簿及び賛助会員名簿並びに前年度における会員及び賛助会員の異動状況を記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(解 散)

第42条 協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第148条に規定する事由により、かつ、主務大臣の許可を受けて解散する。

(残余財産の処分)

第43条 協会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ主務大臣の認可を受けて、国又は協会の目的と類似の目的を有する他の法人に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(細 則)

第44条 この定款に定めるもののほか、協会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1. この定款は、農林水産大臣の設立許可の日（昭和58年11月10日）から施行する。
2. 基金の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第23条第4号及び第38条第1項の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
3. 基金の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和59年9月30日までとする。
4. 基金の設立当初の役員は、第13条第2項及び第4項の規程にかかわらず別紙のとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず、設立許可の日から第1回の通常総会の終了の日までとする。

附 則

1. この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（昭和60年10月14日）から施行する。
2. 昭和59年11月27日に開催された通常総会において選任された役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、2年6月とする。
3. 昭和60年10月1日から始まる事業年度は、第33条の規定にかかわらず、昭和61年3月31日までとする。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成4年6月26日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成10年5月28日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成11年6月30日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成12年5月29日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成13年7月6日）から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に第15条第1項に規定する任期が満了することとなる役員任期は、同項の規定にかかわらず、平成18年の通常総会の日までとする。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に第15条第1項に規定する任期が満了することとなる役員任期は、同項の規定にかかわらず、平成21年の通常総会の日までとする。

附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成21年5月11日）から施行する。
- 2 平成21年3月31日に第15条第1項に規定する任期が満了することとなる役員任期は、同項の規定にかかわらず、平成21年度の第1回通常総会の日までとする。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成22年4月27日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成23年8月3日）から施行する。